

強い農業づくり交付金の配分基準について

16生産第8451号  
平成17年4月1日  
大臣官房国際部長  
総合食料局長  
生産局長 通知  
経営局長

改正 平成18年 3月31日 17生産第8569号

強い農業づくり交付金については、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け生産第8260号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

## 強い農業づくり交付金の配分基準について

強い農業づくり交付金の配分基準については、以下のとおりとする。

### 第1 推進事業

推進事業（強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。）の配分は、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

#### 1 都道府県計画の目標に応じた配分

推進事業予算額の3割に相当する額を各都道府県が策定した都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）に定められた目標に応じて、別表1の配分の考え方にに基づき各都道府県が獲得したポイントの合計値の全国に占める割合に基づき配分する。

#### 2 都道府県計画の要望額に応じた配分

推進事業予算額の7割に相当する額を都道府県計画のうち推進事業に係る要望額の全国に占める割合に基づき配分する。

3 1及び2により配分した結果、配分額が要望額を上回る都道府県がある場合には、当該都道府県の配分額と要望額の差額の合計額を、それ以外の都道府県に2に準じて再配分するものとする。

### 第2 整備事業

整備事業（要綱別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）の配分は、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

#### 1 前年度からの継続事業等に対する配分

要綱附則の5の規定に基づく事業の実施に要する要望額、平成16年度以前に国庫補助金を受けて着工された事業であって事業実施期間が平成17年度以降に及ぶものに要する要望額及び要綱別表のメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する要望額に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

また、要綱別表の のメニューの欄の経営構造対策の沖縄県については、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長通知。以下「要領」という。）別記の の第1の2の（1）のイの（ウ）に規定する地区数に達するまでの要望額を配分する。

## 2 都道府県計画の事業実施主体等ごとの成果目標等に応じた配分

（1）整備事業予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施主体等ごとの事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を別表2に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。

（2）（1）により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、当該事業実施計画の要望額の割合に応じて当該都道府県に配分するものとする。

## 第3 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

## 附 則

1 この改正された要領は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

別表 1

政策目的	政策目標	配分の考え方																
経営力の強化	担い手の育成・確保	<p>地域の実態に応じた認定農業者の育成・確保に向けた各種の取組を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を各都道府県の獲得ポイントとする。</p> <p>1 地域の実態に応じたポイント 都道府県の直近の主業農家に対する認定農業者の割合に応じたポイントの設定</p> <p>【算式】  <math display="block">\frac{\text{認定農業者数}}{\text{主業農家数}} \times 100 = \quad \% \text{ (主業農家に対する認定農業者の割合)}</math></p> <p>【ポイント表】</p> <table border="1" data-bbox="663 703 1162 1015"> <thead> <tr> <th>主業農家に対する認定農業者の割合</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%以上</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>60%以上80%未満</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>40%以上60%未満</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>20%以上40%未満</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 都道府県が設定する成果目標に応じたポイント 都道府県の単年度の認定農業者数の増加目標に応じたポイントの設定</p> <p>【算式】  <math display="block">\frac{\text{認定農業者の育成目標数}}{\text{主業農家数} - \text{認定農業者数}} \times 100 = \quad \% \text{ (育成目標率)}</math></p> <p>【ポイント表】</p> <table border="1" data-bbox="663 1374 1162 1437"> <thead> <tr> <th>都道府県の認定農業者の育成目標</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主業農家に対する認定農業者の割合	ポイント	80%以上	5	60%以上80%未満	4	40%以上60%未満	3	20%以上40%未満	2	20%未満	1	都道府県の認定農業者の育成目標	ポイント		
主業農家に対する認定農業者の割合	ポイント																	
80%以上	5																	
60%以上80%未満	4																	
40%以上60%未満	3																	
20%以上40%未満	2																	
20%未満	1																	
都道府県の認定農業者の育成目標	ポイント																	

10%以上	5
7%以上10%未満	4
4%以上7%未満	3
1%以上4%未満	2
1%未満	1

担い手への農地利用集積の促進

認定農業者等への農地の利用集積に向けた各種の取組を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を各都道府県の獲得ポイントとする。

1 地域の実態に応じたポイント

都道府県の直近の耕地面積（注1）に対する担い手（注2）への利用集積面積（注3）の割合（担い手への農地利用集積率）に応じたポイントの設定

【算定】

$$\text{利用集積面積} / \text{耕地面積} \times 100 = \quad \%$$

担い手への農地利用集積率	ポイント
50%以上	5
40%以上50%未満	4
30%以上40%未満	3
20%以上30%未満	2
20%未満	1

2 設定する目標に応じたポイント

都道府県が設定する担い手への農地利用集積率の増加目標に応じたポイントの設定

担い手への農地利用集積率の増加目標	ポイント

3.5ポイント以上増加	5
2.5ポイント以上3.5ポイント未満増加	4
1.5ポイント以上2.5ポイント未満増加	3
0.5ポイント以上1.5ポイント未満増加	2
0.5ポイント未満増加	1

(注1) 耕地面積統計の数値を使用。

(注2) 担い手とは、認定農業者及び基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に既に到達している農業者(認定農業者を除く。)並びに市町村が今後育成しようとする農業者をいう。

(注3) 担い手の自己所有地、借入地、農作業受託地の面積(作物別の基幹作業毎の受託面積の合計面積を当該作物の基幹作業数で除した面積)の合計。

別表 2

政策目的	取組の分類	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進	生産性向上	<p>【土地利用型作物】                      ( 稲・麦・大豆の省力・低コスト産地育成 )                      ・10ア-ル当たり費用合計を稲は10%以上、麦は2.5%以上、大豆は5%以上削減</p>	<p>・稲、麦、大豆それぞれの10ア-ル当たり費用合計の削減について                      目標基準値の1.2倍以上が3品目又は1.5倍以上が2品目                      ・ ・ ・ ・ ・ 8ポイント                      目標基準値の1.2倍未満が1品目、1.2倍以上1.5倍未満が2品目(うち、1品目が1.5倍以上の場合も含む)                      ・ ・ ・ ・ ・ 6ポイント                      目標基準値の1.2倍未満が2品目、1.2倍以上が1品目                      ・ ・ ・ ・ ・ 4ポイント                      目標基準値の1.2倍未満が3品目 ・ ・ ・ ・ ・ 2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算                      ・現状の稲、麦、大豆それぞれの10ア-ル当たり費用合計が、都道府県平均値に対して                      2作物以上が平均値を下回る ・ ・ ・ ・ ・ 2ポイント                      1作物が平均値を下回る ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント</p> <p>・現状の市町村(又は農協)の稲・麦・大豆の作付面積に占める受益面積の割合                      2作物以上の受益面積の割合が20%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2ポイント                      1作物の受益面積の割合が20%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント</p>
		品質向上	<p>【土地利用型作物】                      ( 稲・麦の省力・低コスト産地育成 )                      ・品質分析(米の食味値等(米の内部品質について2種類以上の指標を分</p>	<p>・品質分析(米の食味値等(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)又は麦のタンパク質含有量等)の実施生産者(又は受益面</p>

	<p>析)又は麦のタンパク質含有量等)の実施生産者(又は受益面積)の割合が50%以上</p>	<p>積)の実施割合について</p> <p>80%以上・・・8ポイント  70%以上・・・6ポイント  60%以上・・・4ポイント  50%以上・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の品質分析(米の食味値等(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)又は麦のタンパク質含有量等)の実施生産者(又は受益面積)の実施割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>稲・麦ともに70%以上・・・2ポイント</li> <li>稲又は麦の実施割合が70%以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>・現状の市町村(又は農協)の稲又は麦の作付面積に占める受益面積の割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>稲又は麦の割合が40%以上又は稲・麦ともに20%以上・・・2ポイント</li> <li>稲又は麦の割合が20%以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>
生産性向上	<p>【土地利用型作物】(麦産地生産性向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単収が都道府県の平均単収を上回る。</li> </ul> <p>基準となる単収は、事業開始年の直近5カ年中庸3カ年の平均単収</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収の <ul style="list-style-type: none"> <li>120%以上・・・8ポイント</li> <li>110%以上・・・6ポイント</li> <li>105%以上・・・4ポイント</li> <li>105%未満・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して <ul style="list-style-type: none"> <li>110%以上・・・2ポイント</li> <li>105%以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>・現状の市町村(又は農協)の麦の作付面積に占める受益面積の割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>40%以上・・・2ポイント</li> <li>20%以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>



品質向上	<p>【土地利用型作物】(麦産地品質向上)          いずれか1つを選択する。          契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合が事業開始年の前年(前5中3)の割合を上回る。</p> <p>契約生産奨励金のC及びDランクの評価数量の割合が事業開始年の前年(前5中3)の割合未滿</p>	<p>契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合を事業開始年の前年(前5中3)の割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aランクの評価数量の割合が前年(前5中3)の割合以上の場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>20%以上増加又はAランクの評価数量の割合が90%以上                  . . . . . 8ポイント</li> <li>15%以上増加又はAランクの評価数量の割合が80%以上                  . . . . . 6ポイント</li> <li>10%以上増加 . . . . . 4ポイント</li> <li>10%未滿増加 . . . . . 2ポイント</li> </ul> </li> </ul> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状のAランクの評価数量の割合             <ul style="list-style-type: none"> <li>50%以上 . . . . . 2ポイント</li> <li>30%以上 . . . . . 1ポイント</li> </ul> </li> <li>・ 現状の市町村(又は農協)の麦の作付面積に占める受益面積の割合             <ul style="list-style-type: none"> <li>40%以上 . . . . . 2ポイント</li> <li>20%以上 . . . . . 1ポイント</li> </ul> </li> </ul> <p>契約生産奨励金のC及びDランクの評価数量の割合を事業開始年の前年(前5中3)の割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ C及びDランクの評価数量の割合が前年(前5中3)の割合未滿の場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>20%以上削減又はC及びDの割合が5%未滿 . . . . . 8ポイント</li> <li>10%以上削減 . . . . . 6ポイント</li> <li>5%以上削減 . . . . . 4ポイント</li> <li>5%未滿削減 . . . . . 2ポイント</li> </ul> </li> </ul> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p>
------	---	---

	<p>事業実施地区における麦の作付面積のうち、新品種（注）の占める割合が2%以上増加</p> <p>(注)平成11年以降に育成された品種</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状のAランクの評価数量の割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>50%以上 . . . . . 2ポイント</li> <li>30%以上 . . . . . 1ポイント</li> </ul> </li> <li>・現状の市町村（又は農協）の麦の作付面積に占める受益面積の割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>40%以上 . . . . . 2ポイント</li> <li>20%以上 . . . . . 1ポイント</li> </ul> </li> <li>・事業実施地区における新品種の占める割合が <ul style="list-style-type: none"> <li>20%以上増加 . . . . . 8ポイント</li> <li>10%以上増加 . . . . . 6ポイント</li> <li>5%以上増加 . . . . . 4ポイント</li> <li>2%以上増加 . . . . . 2ポイント</li> </ul> </li> </ul> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の事業実施地区における新品種の占める割合が <ul style="list-style-type: none"> <li>20%以上 . . . . . 4ポイント</li> <li>15%以上 . . . . . 3ポイント</li> <li>10%以上 . . . . . 2ポイント</li> <li>5%以上 . . . . . 1ポイント</li> </ul> </li> </ul>
生産性向上	<p>【土地利用型作物】(大豆産地安定供給(生産性向上))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単収が所在する都道府県の平均単収を上回る。</li> </ul> <p>基準となる単収は、事業開始年の直近5カ年中庸3カ年の平均単収</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大豆の単収を当該都道府県の平均単収を上回り、かつ、現状からの向上割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>10.0%以上 . . . . . 8ポイント</li> <li>7.5%以上 . . . . . 6ポイント</li> <li>5.0%以上 . . . . . 4ポイント</li> <li>5.0%未満 . . . . . 2ポイント</li> </ul> </li> </ul> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の地区の単収が当該都道府県の平均単収と比較して <ul style="list-style-type: none"> <li>110.0%以上 . . . . . 4ポイント</li> </ul> </li> </ul>

		107.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 105.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 100.0%を上回る・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
品質向上	<b>【土地利用型作物】(大豆産地安定供給(品質向上))</b> ・上位等級比率(1・2等比率)が50%以上 基準となる上位等級比率は、事業開始年の直近5カ年中庸3カ年平均の上位等級比率	・大豆の上位等級比率を50%以上とし、かつ、現状からの向上割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 10%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント  上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・現状の地区の上位等級比率が全国平均値と比較して 140%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 125%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
需要に応じた生産量の確保	<b>【土地利用型作物】(大豆産地安定供給(需要に応じた生産量の確保))</b> ・契約栽培割合(面積割合)が40%以上	・大豆の契約栽培比率について 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 45%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント  上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・現状の地区の契約栽培比率が全国平均値と比較して 130%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 120%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント

		110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
生産性向上	<b>【土地利用型作物】</b> (主要農作物種子の生産性向上) ・主要農作物種子の生産に要する労働時間又は生産コストを10%以上削減	・事業の対象となる主要農作物種子の生産に要する労働時間の削減割合又は生産コストの削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント  上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・生産性向上(達成すべき成果目標としなかった指標)に関する目標が定められている場合、その削減割合が、 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント  ・品質向上(主要農作物種子の合格率向上割合)に関する目標が定められている場合はその向上割合が、また、当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が既に当該県平均値を上回っている場合は当該上回る比率が、 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 107.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 105%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント  ・需要に応じた生産量の確保(主要農作物種子の生産量の増加割合)に関する目標が定められている場合、その増加割合が、  10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント

		<p>7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>5%未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
品質向上	<p><b>【土地利用型作物】</b>  (主要農作物種子の品質向上)</p> <p>・主要農作物種子の合格率向上割合が105%以上</p> <p>合格率向上割合 = 目標年度合格率 ÷ 現状合格率 × 100</p>	<p>・事業と対象となる主要農作物種子の合格率向上割合について</p> <p>120%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>115%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>110%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>105%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <p>・当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が、既に当該県平均値を上回っている場合、当該上回る比率が、</p> <p>110%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>107.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>105%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>105%未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
需要に応じた生産量の確保	<p><b>【土地利用型作物】</b>(主要農作物種子の需要に応じた生産量の確保)</p> <p>・主要農作物種子の生産量を5%以上増加</p>	<p>・事業の対象となる主要農作物種子の生産量の増加割合について</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <p>・生産性向上(生産に要する労働時間又は生産コストの削減割合)に関する目標が定められている場合、その削減割合が、</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p>

			<p>10%以上・・・3ポイント  5%以上・・・2ポイント  5%未満・・・1ポイント</p> <p>・品質向上（主要農作物種子の合格率向上割合）に関する目標が定められている場合はその向上割合が、また、当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が既に当該県平均値を上回っている場合は当該上回る比率が、</p> <p>110%以上・・・4ポイント  107.5%以上・・・3ポイント  105%以上・・・2ポイント  105%未満・・・1ポイント</p>
	生産性向上	<p>【畑作物・地域特産物】(産地の育成)以下のいずれか1つを選択する。  生産コスト(もしくは物流コスト)を5%以上削減</p>	<p>・生産費(10a当たり費用合計)又は物流コストの削減割合について</p> <p>20%以上・・・8ポイント  15%以上・・・6ポイント  10%以上・・・4ポイント  5%以上・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <p>・事業実施地区等における現在の10a当たり費用合計が、農林水産大臣官房統計部が調査した各作物の生産費統計又は日本たばこ産業株式会社が調査した葉たばこの生産費調査における10a当たり費用合計に対して</p> <p>20%以上低い・・・4ポイント  15%以上低い・・・3ポイント  10%以上低い・・・2ポイント  5%以上低い・・・1ポイント</p> <p>・農林水産大臣官房統計部が調査する生産費統計及び日本たばこ産業株式会社の調査した生産費調査の対象となっていない作物について</p>

労働時間を10%以上削減

は、又はの目標水準を策定することとし、事業対象農産物の労働時間の削減割合について

- 25%以上・・・4ポイント
- 20%以上・・・3ポイント
- 15%以上・・・2ポイント
- 10%以上・・・1ポイント

・事業対象農産物の労働時間の削減割合について

- 25%以上・・・8ポイント
- 20%以上・・・6ポイント
- 15%以上・・・4ポイント
- 10%以上・・・2ポイント

上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算

・事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、農林水産大臣官房統計部が調査した各作物の生産費統計又は日本たばこ産業株式会社が調査した葉たばこの生産費調査における10a当たり労働時間に対して

- 25%以上短い・・・4ポイント
- 20%以上短い・・・3ポイント
- 15%以上短い・・・2ポイント
- 10%以上短い・・・1ポイント

・農林水産大臣官房統計部が調査する生産費統計及び日本たばこ産業株式会社が調査した生産費調査の対象となっていない作物については、又はの目標水準を策定することとし、事業対象農産物の生産費（10a当たり費用合計）又は物流コストの削減割合について

- 20%以上・・・4ポイント
- 15%以上・・・3ポイント
- 10%以上・・・2ポイント
- 5%以上・・・1ポイント

・事業対象農産物の単収増加割合について

単収を 5 %以上増加

20%以上・・・4ポイント  
15%以上・・・3ポイント  
10%以上・・・2ポイント  
5%以上・・・1ポイント

・事業対象農産物の単収増加割合について

20%以上・・・8ポイント  
15%以上・・・6ポイント  
10%以上・・・4ポイント  
5%以上・・・2ポイント

上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算  
・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、農林水産大臣官房統計部が調査した「作物統計」及び「野菜生産出荷統計」又は日本たばこ産業株式会社が調査した葉たばこの生産費調査における単収に対して

20%以上高い・・・4ポイント  
15%以上高い・・・3ポイント  
10%以上高い・・・2ポイント  
5%以上高い・・・1ポイント

・農林水産大臣官房統計部が調査する「作物統計」及び「野菜生産出荷統計」並びに日本たばこ産業株式会社が調査する生産費調査の対象となっていない作物については、又はの目標水準を策定することとし、事業対象農産物の生産費（10a当たり費用合計）又は物流コストの削減割合について

20%以上・・・4ポイント  
15%以上・・・3ポイント  
10%以上・・・2ポイント  
5%以上・・・1ポイント

・事業対象農産物の労働時間の削減割合について

25%以上・・・4ポイント



		20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
品質向上	<b>【畑作物・地域特産物】</b> (高品質・高機能性産品供給型産地の育成) 以下のいずれか1つを選択する。 従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積を5%以上増加	・(従来品種と異なる)高品質、高機能性品種の作付面積の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント  上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・又はの目標水準を策定し、減農薬栽培等、高品質栽培技術に取り組む面積の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント  ・(従来品種と異なる)高品質、高機能性品種又は減農薬栽培等、高品質栽培技術によって生産された作物の生産量のシェアの増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント  減農薬栽培等、高品質栽培技術に取
		・減農薬栽培等、高品質栽培技術に取り組む面積の増加割合について

り組む面積を10%以上増加

- 25%以上・・・8ポイント
- 20%以上・・・6ポイント
- 15%以上・・・4ポイント
- 10%以上・・・2ポイント

上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算  
・又はの目標水準を策定し、(従来品種と異なる)高品質、高機能性品種の作付面積の増加割合について

- 20%以上・・・4ポイント
- 15%以上・・・3ポイント
- 10%以上・・・2ポイント
- 5%以上・・・1ポイント

・(従来品種と異なる)高品質、高機能性品種又は減農薬栽培等、高品質栽培技術によって生産された作物の生産量のシェアの増加割合について

- 25%以上・・・4ポイント
- 20%以上・・・3ポイント
- 15%以上・・・2ポイント
- 10%以上・・・1ポイント

従来品種と異なる高品質、高機能性品種又は減農薬栽培等、高品質栽培技術によって生産された作物の生産量のシェアを10%以上増加

・(従来品種と異なる)高品質、高機能性品種又は減農薬栽培等、高品質栽培技術によって生産された作物の生産量のシェアの増加割合について

- 25%以上・・・8ポイント
- 20%以上・・・6ポイント
- 15%以上・・・4ポイント
- 10%以上・・・2ポイント

上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算  
・又はの目標水準を策定し、(従来品種と異なる)高品質、高機能性品種の作付面積の増加割合について

- 20%以上・・・4ポイント

		<p>15%以上・・・3ポイント  10%以上・・・2ポイント  5%以上・・・1ポイント</p> <p>・減農薬栽培等、高品質栽培技術に取り組む面積の増加割合について  25%以上・・・4ポイント  20%以上・・・3ポイント  15%以上・・・2ポイント  10%以上・・・1ポイント</p>
	<p>需要に応じた生産量の確保</p> <p>【畑作物・地域特産物】(戦略的地域の育成)  以下のいずれか1つを選択する。  生産数量を5%以上増加</p>	<p>・事業対象農産物の生産数量の増加割合について  20%以上・・・8ポイント  15%以上・・・6ポイント  10%以上・・・4ポイント  5%以上・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算  ・又は の目標水準を策定し、事業対象農産物の販売金額の増加割合について  20%以上・・・4ポイント  15%以上・・・3ポイント  10%以上・・・2ポイント  5%以上・・・1ポイント</p> <p>・事業対象農産物の契約取引割合について(葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。)  30%以上・・・4ポイント  20%以上・・・3ポイント  10%以上・・・2ポイント  5%以上・・・1ポイント</p>

販売金額を 5 % 以上増加

・事業対象農産物の販売金額の増加割合について

- 20 % 以上 . . . . . 8 ポイント
- 15 % 以上 . . . . . 6 ポイント
- 10 % 以上 . . . . . 4 ポイント
- 5 % 以上 . . . . . 2 ポイント

上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算

・又は の目標水準を策定し、事業対象農産物の生産数量の増加割合について

- 20 % 以上 . . . . . 4 ポイント
- 15 % 以上 . . . . . 3 ポイント
- 10 % 以上 . . . . . 2 ポイント
- 5 % 以上 . . . . . 1 ポイント

・事業対象農産物の契約取引割合について（葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。）

- 30 % 以上 . . . . . 4 ポイント
- 20 % 以上 . . . . . 3 ポイント
- 10 % 以上 . . . . . 2 ポイント
- 5 % 以上 . . . . . 1 ポイント

全出荷量（又は全作付面積）のうち  
契約取引の割合が 5 % 以上

・事業対象農産物の契約取引割合について（葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。）

- 30 % 以上 . . . . . 8 ポイント
- 20 % 以上 . . . . . 6 ポイント
- 10 % 以上 . . . . . 4 ポイント
- 5 % 以上 . . . . . 2 ポイント

上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算

・又は の目標水準を策定し、事業対象農産物の生産数量の増加割合について

- 20 % 以上 . . . . . 4 ポイント

		<ul style="list-style-type: none"> <li>15%以上 . . . . . 3ポイント</li> <li>10%以上 . . . . . 2ポイント</li> <li>5%以上 . . . . . 1ポイント</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業対象農産物の販売金額の増加割合について</li> <li>20%以上 . . . . . 4ポイント</li> <li>15%以上 . . . . . 3ポイント</li> <li>10%以上 . . . . . 2ポイント</li> <li>5%以上 . . . . . 1ポイント</li> </ul>
生産性向上	<p>【果樹】(生産性向上)</p> <p>以下のいずれか1つを選択する。 生産コストを5%以上削減</p> <p>労働時間を5%以上削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該品目の生産コストの削減について</li> <li>20%以上 . . . . . 8ポイント</li> <li>15%以上 . . . . . 6ポイント</li> <li>10%以上 . . . . . 4ポイント</li> <li>5%以上 . . . . . 2ポイント</li> </ul> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度から平成17年度までの生産コストの削減について</li> <li>10%以上 . . . . . 2ポイント</li> <li>5%以上 . . . . . 1ポイント</li> <li>・果樹産地構造改革計画を策定していること又は果樹産地構造改革計画の策定に向けて産地協議会を設置していること . . . . . 2ポイント</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該品目の労働時間の削減割合について</li> <li>20%以上 . . . . . 8ポイント</li> <li>15%以上 . . . . . 6ポイント</li> <li>10%以上 . . . . . 4ポイント</li> <li>5%以上 . . . . . 2ポイント</li> </ul>

			<p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度から平成17年度までの高品質品種の栽培面積の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>・果樹産地構造改革計画を策定していること又は果樹産地構造改革計画の策定に向けて産地協議会を設置していること・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>
	品質向上	<p>【果樹】(品質向上) 以下のいずれか1つを選択する。 全出荷量に占める秀品率割合を5%以上増加</p> <p>高品質品種の栽培面積を5%以上増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該品目の全出荷量に占める秀品率の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度から平成17年度までの秀品率の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>・果樹産地構造改革計画を策定していること又は果樹産地構造改革計画の策定に向けて産地協議会を設置していること・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質品種の栽培面積の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度から平成17年度までの高品質品種の栽培面積の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>・果樹産地構造改革計画を策定していること又は果樹産地構造改革計画の策定に向けて産地協議会を設置していること・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>
	<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【果樹】(需要に応じた生産量の確保)以下のいずれか1つを選択する。 全出荷量(又は全栽培面積)のうち5%以上を契約取引</p> <p>販売単価を5%以上増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該品目の全出荷量(又は全栽培面積)のうちの契約取引の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> </li> <li>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</li> <li>・平成13年度から平成17年度までの契約取引の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>・果樹産地構造改革計画を策定していること又は果樹産地構造改革計画の策定に向けて産地協議会を設置していること・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>・当該品目の全出荷量(又は全栽培面積)のうちの契約取引の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> </li> <li>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</li> </ul>

		<p>全出荷量のうち内部品質に応じて出荷する割合が50%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度から平成17年度までの販売単価の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>・果樹産地構造改革計画を策定していること又は果樹産地構造改革計画の策定に向けて産地協議会を設置していること・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> <p>・当該品目の全出荷量のうちの内部品質に応じて出荷する割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度から平成17年度における共同選果による出荷割合の平均について <ul style="list-style-type: none"> <li>50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>・果樹産地構造改革計画を策定していること又は果樹産地構造改革計画の策定に向けて産地協議会を設置していること・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>
	<p>生産性向上</p>	<p>【野菜】(低コスト化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産・流通コスト又は10a当たり労働時間を5%以上削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該品目の生産・流通コスト又は10a当たり労働時間の削減について <ul style="list-style-type: none"> <li>31%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul> <p>・上記に加え、事業実施主体として、以下の から のうち、3つすべてに該当する場合は4ポイント、2つに該当する場合は3ポイント、1つに該当する場合は2ポイントを加算。</p>



		<p>現状の当該品目の10a当たり労働時間が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」における全国平均値以下、又は10a当たり収量が「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る。)</p> <p>産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)</p>
	<p>品質向上</p> <p>【野菜】(高付加価値化)</p> <p>・全出荷量(又は全作付面積)のうち高品質化割合が30%以上</p>	<p>・当該品目の高品質化割合について</p> <p>91%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>71%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>51%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>(事業実施主体が高品質化の具体的な指標を明示すること)</p> <p>・上記に加え、事業実施主体として、以下の から までのうち、3つすべてに該当する場合は4ポイント、2つに該当する場合は3ポイント、1つに該当する場合は2ポイントを加算。</p> <p>現状の当該高品質化野菜の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値以上であること</p> <p>産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る)</p>

<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p><b>【野菜】(契約取引の推進)</b>          ・全出荷量(又は全作付面積)のうち契約取引の割合が5%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該品目の契約取引割合について           <ul style="list-style-type: none"> <li>3 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>2 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>1 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul> </li> <li>・上記に加え、事業実施主体として、以下の から のうち、3つすべてに該当する場合は4ポイント、2つに該当する場合は3ポイント、1つに該当する場合は2ポイントを加算。            現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る)            産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること            野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る)</li> </ul>
<p>生産性向上</p>	<p><b>【花き】(低コスト生産)</b>          ・担い手の10a当たり労働時間又は生産・流通コストを5%以上削減。          (ただし、単収増による低コスト化を図る場合は、当該品目1本・1鉢当たりの労働時間又は生産・流通コストを5%以上削減)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該品目の10a当たり労働時間又は生産・流通コストの削減割合について(単収増による低コスト化を図る場合は、当該品目1本・1鉢当たりの労働時間又は生産・流通コストの削減割合について)           <ul style="list-style-type: none"> <li>3 0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>2 0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>1 0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul> </li> <li>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</li> <li>・当該品目の10a当たり労働時間又は生産・流通コスト(単収増による低コスト化を図る場合は、当該品目1本・1鉢当たりの労働時</li> </ul>

		<p>間又は生産・流通コスト)が経営指標の目標値に対して</p> <p>100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>110%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>120%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>130%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
品質向上	<p>【花き】(高級花き等の生産(品質向上))</p> <p>・全出荷量(又は全作付面積)のうち高品質化に取り組む割合が30%以上</p> <p>・日持ちの良い花き供給に有効なバケツト流通に取り組む場合は、当該品目の全出荷量のうち20%以上バケツト流通に取り組む。</p>	<p>・当該品目の全出荷量(又は全作付面積)のうち高品質化取組割合について</p> <p>90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <p>・事業実施年度以前の直近5カ年間に於いて、事業実施地区が出荷している主要市場における当該品目の卸売価格が当該市場の平均価格に対して</p> <p>110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・当該品目の全出荷量のうちバケツト流通の割合について</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <p>・事業実施地区の当該品目のバケツト流通割合がバケツト流通の全国</p>

		<p>値に対して</p> <p>110%以上 . . . . . 4ポイント</p> <p>100%以上 . . . . . 3ポイント</p> <p>90%以上 . . . . . 2ポイント</p> <p>80%以上 . . . . . 1ポイント</p>
<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【花き】(高級花き等生産(需要に応じた生産量の確保))</p> <p>・全出荷量に占めるオリジナル品種の割合を5%以上向上</p>	<p>・当該品目の全出荷量に占めるオリジナル品種の割合の増加割合について</p> <p>30%以上 . . . . . 8ポイント</p> <p>20%以上 . . . . . 6ポイント</p> <p>10%以上 . . . . . 4ポイント</p> <p>5%以上 . . . . . 2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <p>・事業実施地区における当該品目の作付面積に占めるオリジナル品種の占有率について</p> <p>30%以上 . . . . . 4ポイント</p> <p>20%以上 . . . . . 3ポイント</p> <p>10%以上 . . . . . 2ポイント</p> <p>5%以上 . . . . . 1ポイント</p>
<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【農産物販路拡大】</p> <p>・海外を含む販路拡大のうち、海外に向けた販路拡大に係る出荷量又は出荷額を60%以上増加</p>	<p>・海外に向けた販路拡大に係る出荷量又は出荷額の増加割合について</p> <p>90%以上 . . . . . 8ポイント</p> <p>80%以上 . . . . . 6ポイント</p> <p>70%以上 . . . . . 4ポイント</p> <p>60%以上 . . . . . 2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <p>・輸出継続年数について</p>

		5年以上継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 4年以上継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 3年以上継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 2年以上継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
生産性の向上	<b>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】</b> (甘味資源作物) 以下のいずれか1つを選択する 生産コスト(もしくは物流コスト)を5%以上削減  労働時間を10%以上削減  単収を5%増加	・生産費(10a当たり費用合計)又は物流コストの削減割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント  ・事業対象農産物の労働時間の削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント  ・事業対象農産物の単収増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント  上記ポイントに加え、以下の場合にはいずれか1つを選択し以下のとおりポイントを加算 ・事業実施地区等における現在の10a当たり費用合計が、農林水産大臣官房統計部が調査した各作物の生産費統計における10a当たり費用合計に対して 20%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 15%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント

10%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント

5%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

・事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、農林水産大臣官房統計部が調査した各作物の生産費統計における10a当たり労働時間に対して

25%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント

20%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント

15%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント

10%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、農林水産大臣官房統計部が調査した「作物統計」における単収に対して

20%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント

15%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント

10%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント

5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

・てん菜については、事業実施地区等における現在の早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して

20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント

15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント

10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント

5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の適期植付の実施面積割合について

70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント

65%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント

60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント

55%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

さらに、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、3ポイント加算

(でん粉原料用いも)  
以下のいずれか1つを選択する  
生産コスト(もしくは物流コスト)  
を5%以上削減

労働時間を10%以上削減

単収を5%以上増加

処理加工施設の生産コストを2.5%  
以上削減

- ・生産費(10a当たり費用合計)又は物流コストの削減割合について  
20%以上・・・8ポイント  
15%以上・・・6ポイント  
10%以上・・・4ポイント  
5%以上・・・2ポイント

- ・事業対象農産物の労働時間の削減割合について  
25%以上・・・8ポイント  
20%以上・・・6ポイント  
15%以上・・・4ポイント  
10%以上・・・2ポイント

- ・事業対象農産物の単収増加割合について  
20%以上・・・8ポイント  
15%以上・・・6ポイント  
10%以上・・・4ポイント  
5%以上・・・2ポイント

- ・コストの削減割合について  
10.0%以上・・・8ポイント  
7.5%以上・・・6ポイント  
5.0%以上・・・4ポイント  
2.5%以上・・・2ポイント

上記ポイントに加え、以下の場合にはいずれか1つを選択し以下のとおりポイントを加算

- ・事業実施地区等における現在の10a当たり費用合計が農林水産大臣官房統計部が調査した各作物の生産費統計における10a当たり費用合計に対して  
20%以上低い・・・4ポイント

		<p>15%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>10%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>5%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>・事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が農林水産大臣官房統計部が調査した各作物の生産費統計における10a当たり労働時間に対して</p> <p>25%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>20%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>15%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>10%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が農林水産大臣官房統計部が調査した各作物の生産費統計における10a当たり単収に対して</p> <p>20%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>15%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>10%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>・事業実施地区等における現在のでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について</p> <p>75%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>65%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>さらに、でん粉原料用いも産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、3ポイント加算</p>
	<p>品質向上</p> <p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】 (甘味資源作物)</p>	



従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積を5%以上増加

減農薬栽培等、高品質栽培技術に取り組む面積を10%以上増加

・(従来品種と異なる)高品質、高機能性品種の作付面積の増加割合について

20%以上・・・8ポイント

15%以上・・・6ポイント

10%以上・・・4ポイント

5%以上・・・2ポイント

・減農薬栽培等、高品質栽培技術に取り組む面積の増加割合について

25%以上・・・8ポイント

20%以上・・・6ポイント

15%以上・・・4ポイント

10%以上・・・2ポイント

上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算

・てん菜については、事業実施地区等における現在の早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して

20%以上・・・4ポイント

15%以上・・・3ポイント

10%以上・・・2ポイント

5%以上・・・1ポイント

・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の適期植付の実施面積割合について

70%以上・・・4ポイント

65%以上・・・3ポイント

60%以上・・・2ポイント

55%以上・・・1ポイント

さらに、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、3ポイント加算

(でん粉原料用いも)

・従来品種と異なる高品質、高機能性

・(従来品種と異なる)高品質、高機能性品種の作付面積の増加割合に

		<p>品種の作付面積を 5 %以上増加</p>	<p>ついて</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区等における現在のでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について</li> </ul> <p>75%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>70%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>65%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>60%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>さらに、でん粉原料用いも産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、3ポイント加算</p>
	<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】 (甘味資源作物)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甘味資源作物の需給動向に即して、当該作物又は転換作物(他用途利用向けのものを含む。)の生産数量を5%以上増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業対象農産物の生産数量の増加割合について</li> </ul> <p>20%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・てん菜については、事業実施地区等における現在の早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して</li> </ul> <p>20%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の適期植付の</li> </ul>

		<p>実施面積割合について</p> <p>70%以上・・・4ポイント  65%以上・・・3ポイント  60%以上・・・2ポイント  55%以上・・・1ポイント</p> <p>さらに、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、3ポイント加算</p> <hr/> <p>(でん粉原料用いも)</p> <p>・でん粉原料用いもの需給動向に即して、当該作物又は転換作物(他用途利用向けのものを含む)の生産数量を5%以上増加</p> <p>・事業対象農産物の生産数量の増加割合について</p> <p>20%以上・・・8ポイント  15%以上・・・6ポイント  10%以上・・・4ポイント  5%以上・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <p>・事業実施地区等における現在のでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について</p> <p>75%以上・・・4ポイント  70%以上・・・3ポイント  65%以上・・・2ポイント  60%以上・・・1ポイント</p> <p>さらに、でん粉原料用いも産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、3ポイント加算</p>
<p>農畜産業の 環境保全</p>	<p>【環境保全】</p> <p>・販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者の割合を増加  ただし、目標年度において、販売農家のうち環境保全型農業に取り組む</p>	<p>・事業実施地区における販売農家に対する環境保全型農業に取り組む農業者の増加割合について</p> <p>20%以上・・・8ポイント  10%以上・・・6ポイント</p>

	<p>農業者が10%以上を占めていること。</p>	<p>5%以上・・・4ポイント 1%以上・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度から平成17年度において、事業実施地区における販売農家に対する環境保全型農業に取り組む農業者の増加割合について</li> </ul> <p>20%以上・・・4ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント</p>
<p>農畜産業の環境保全</p>	<p>【各作物共通】(農業廃棄物の再生処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業廃棄物の再生処理率が40%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区で発生する農業廃棄物の再生処理率について</li> </ul> <p>55%以上・・・8ポイント 50%以上・・・6ポイント 45%以上・・・4ポイント 40%以上・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区において、10a当たりの農業廃棄物の排出量抑制率の3調査年平均値が、</li> </ul> <p>15%以上・・・4ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 0%以上・・・1ポイント</p>
<p>生産性向上</p>	<p>【各作物共通】 (風、霜等による農作物被害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風・霜等による被害が軽減される面積の割合が事業実施地区全体の60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風、霜等による被害が軽減される面積の事業実施地区全体に占める割合について</li> </ul>

		<p>%以上</p>	<p>90%以上・・・8ポイント  80%以上・・・6ポイント  70%以上・・・4ポイント  60%以上・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算  (果樹)  ・単収の被害発生時と比較した増加割合について  100%以上・・・4ポイント  75%以上・・・3ポイント  50%以上・・・2ポイント  5%以上・・・1ポイント</p> <p>(花き・野菜)  ・単収の増加割合が被害発生時に対して  50%以上・・・4ポイント  30%以上・・・3ポイント  15%向上・・・2ポイント  5%向上・・・1ポイント</p> <p>(畑作物・地域特産物)  ・対象農産物の単収増加の目標水準を策定し、被害発生時の単収に対して  20%以上高い・・・4ポイント  15%以上高い・・・3ポイント  10%以上高い・・・2ポイント  5%以上高い・・・1ポイント</p>
生産性向上	【各作物共通】 (病害虫による農作物被害の防止) ・対象病害虫の新規発生率が10%未満		<p>・対象病害虫の新規発生率について  2.5%未満・・・8ポイント  5.0%未満・・・6ポイント</p>

		<p>7.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント  10.0%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算  (畑作物・地域特産物・野菜)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区等における現状の10a当たり単収が、「作物統計」、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における単収に対して</li> </ul> <p>20%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント  15%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント  10%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント  5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
生産性向上	<p><b>【各作物共通】</b>  (鳥獣等による農作物被害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象とする鳥獣等による被害が軽減される面積の割合が事業実施地区全体の60%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象とする鳥獣等による被害が軽減される面積の事業実施地区全体に占める割合について</li> </ul> <p>90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント  80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント  70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント  60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の事業実施地区において、協議会、研修会、啓発活動、生息分布調査、先進的技術の導入、狩猟免許取得者の有無、追い払い隊などの体制が整備されており、体制整備数について</li> </ul> <p>4体制以上が整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント  3体制が整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント  2体制が整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント  1体制が整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
生産性向上	<b>【畜産生産基盤育成強化】</b>	

(共同利用畜舎の整備)  
いずれか1つを選択する。  
労働時間を10%以上削減

生産コストを5%以上削減

- ・受益農家の労働時間の現況値に対する目標値の削減割合について  
25%以上・・・8ポイント  
20%以上・・・6ポイント  
15%以上・・・4ポイント  
10%以上・・・2ポイント

上記ポイントに加え、以下の条件を満たす場合、それぞれポイントを加算する。

- ・直近3年間の当該地区の労働時間の平均値について  
直近3年間の全国平均値の90%以下・・・2ポイント  
直近3年間の全国平均値の90%を超える場合であって、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下・・・1ポイント
- ・直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について  
受益頭数の占める割合が50%以上・・・2ポイント  
受益頭数の占める割合が25%以上・・・1ポイント

- ・受益農家の生産コストの現況値に対する目標値の削減割合について  
10%以上・・・8ポイント  
8%以上・・・6ポイント  
7%以上・・・4ポイント  
5%以上・・・2ポイント

上記ポイントに加え、以下の条件を満たす場合、それぞれポイントを加算する。

- ・直近3年間の当該地区の生産コストの平均値について  
直近3年間の全国平均値の90%以下・・・2ポイント  
直近3年間の全国平均値の90%を超える場合であって、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下・・・1ポイント

- ・直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合に

		<p>ついて</p> <p>受益頭数の占める割合が50%以上・・・2ポイント</p> <p>受益頭数の占める割合が25%以上・・・1ポイント</p>
生産性向上	<p><b>【畜産生産基盤育成強化】</b> (離農跡地等の経営継承)</p> <p>(新規就農の場合)</p> <p>家畜飼養頭数又は農用地面積が、それぞれ地域の平均値の70%以上</p>	<p>・経営規模(家畜飼養頭数又は農用地面積)について、地域の平均値の70%に対する割合について</p> <p>160%以上・・・8ポイント</p> <p>140%以上・・・6ポイント</p> <p>120%以上・・・4ポイント</p> <p>100%以上・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下のいずれかの場合には以下のとおりポイントを加算</p> <p>・現状の地域の平均値(家畜飼養頭数又は農用地面積)が平成16年度の全国平均値を超える都道府県平均値以上の場合</p> <p>・・・4ポイント</p> <p>全国平均値以上の場合・・・3ポイント</p> <p>全国平均値には満たないが都道府県平均値の120%以上の場合</p> <p>・・・2ポイント</p> <p>全国平均値には満たないが都道府県平均値の110%以上の場合</p> <p>・・・1ポイント</p> <p>・事業実施地区の市町村において事業対象畜種を含む新規就農促進のための計画を策定し、かつ新規就農促進のための財政支援を実施している場合・・・4ポイント</p> <p>新規就農促進のための計画を策定しているか、又は新規就農促進のための財政支援を実施している場合・・・2ポイント</p>
	(規模拡大の場合)	



	<p>家畜飼養頭数又は農用地面積が、農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模に対する家畜飼養頭数又は農用地面積の割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>160%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>140%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>120%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul> </li>   <li>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</li> <li>・ 農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模（家畜飼養頭数又は農用地面積）が平成16年度の全国平均値を越えている場合は、獲得した目標ポイントの1/2のポイントを加算</li> </ul>
生産性向上	<p><b>【畜産生産基盤育成強化】</b> (研修施設の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の研修項目のうち3項目以上実施すること。</li> <li>家畜飼養管理に関する知識の習得</li> <li>家畜飼養管理に関する実習</li> <li>草地、放牧地管理及び牧草収穫に関する知識の習得</li> <li>草地、放牧地管理及び牧草収穫に関する実習</li> <li>農業経営に関する知識の習得</li> <li>農業機械に関する実習</li> <li>大型特殊免許取得</li> <li>家畜人工授精師免許取得</li> <li>家畜受精卵移植師免許取得</li> <li>その他新規就農に必要な項目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドラインにおける研修項目のうち左記に該当する項目数について <ul style="list-style-type: none"> <li>9項目以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>7項目以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>5項目以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>3項目以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul> </li>   <li>上記ポイントに加え、以下に該当する場合は、以下のとおりポイントを加算</li> <li>・ 現状の地域における研修対象畜種の農業算出額の割合が、平成15年の地域の農業算出額の割合に対して <ul style="list-style-type: none"> <li>12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul> </li> </ul>

<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【畜産生産基盤育成強化】  (畜産物販売加工施設の整備)  ・販売できた製品量が原料換算で、乳製品なら生乳として年間1.0 t 以上</p> <p>牛肉又はその他の大家畜の肉製品なら枝肉として年間0.1 t 以上</p> <p>豚肉又はその他の中小家畜若しくは家きんの肉製品なら枝肉として年間0.5 t 以上となること。</p>	<p>・製品出荷量（原料換算）について</p> <p>○乳製品の場合</p> <p>10.0 t 以上/年 . . . . . 8 ポイント  7.5 t 以上/年 . . . . . 6 ポイント  5.0 t 以上/年 . . . . . 4 ポイント  1.0 t 以上/年 . . . . . 2 ポイント</p> <p>○牛肉又はその他の大家畜の肉製品の場合</p> <p>1.00 t 以上/年 . . . . . 8 ポイント  0.75 t 以上/年 . . . . . 6 ポイント  0.50 t 以上/年 . . . . . 4 ポイント  0.10 t 以上/年 . . . . . 2 ポイント</p> <p>○豚肉又はその他の中小家畜若しくは家きんの肉製品の場合</p> <p>5.0 t 以上/年 . . . . . 8 ポイント  2.0 t 以上/年 . . . . . 6 ポイント  1.0 t 以上/年 . . . . . 4 ポイント  0.5 t 以上/年 . . . . . 2 ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下の条件を満たす場合、ポイントを加算する。</p> <p>・当該事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、当該販売加工施設に仕向ける割合について</p> <p>50%以上 . . . . . 4 ポイント  35%以上 . . . . . 3 ポイント  20%以上 . . . . . 2 ポイント  5%以上 . . . . . 1 ポイント</p>
<p>生産性向上</p>	<p>【畜産生産基盤育成強化】</p>	

	<p>(ヘルパー組合等の統合)</p> <p>・作業受託件数(作業受託年間のべ日数)を5%以上増加、又は受託金額の単価を2.5%以上低減</p>	<p>・作業受託件数の増加割合について</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・作業の受託単価の低減割合について</p> <p>10.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>7.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>5.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>
生産性向上	<p><b>【飼料増産】</b></p> <p>いずれか1つを選択する。</p> <p>飼料作付面積を1%以上増加</p> <p>飼料自給率を1%以上増加</p> <p>飼料生産コストを1%以上削減</p> <p>受益面積を1%以上増加</p> <p>単収を1%以上増加</p> <p>受託面積を1%以上増加</p>	<p>・左記の から のうち選択した項目の増加割合又は削減割合について</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の 又は によりポイントを加算</p> <p>1頭当たり飼料作付面積の都道府県平均値に対して</p> <p>10%以上多い・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上多い・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>3%以上多い・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1%以上多い・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>達成すべき成果目標基準の欄の の飼料自給率1%以上増加以外の成果目標基準を選択した場合、以下の取り組み事例を選択することができることとし、地域の直近1年の飼料自給率に対して</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>

		2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	<b>【家畜改良増殖】(肉用牛)</b> ・肉用牛検定施設 いずれか1つを選択する。 検定成績 現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑(BMSNo.)の検定成績の向上率の平均が1%以上、または間接検定の1日平均増体量及び脂肪交雑(BMSNo.)の検定成績の向上率の平均が1%以上	検定成績 ・現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑(BMSNo.)の検定成績の向上率の平均、または間接検定の1日平均増体量及び脂肪交雑(BMSNo.)の検定成績の向上率の平均について 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント  上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・平成13年度から平成15年度までの現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑(BMSNo.)の検定成績をそれぞれ平成13年度から平成15年度までの全国平均と比較した場合の平均、又は間接検定の1日平均増体量及び脂肪交雑(BMSNo.)の検定成績をそれぞれ平成13年度から平成15年度までの全国平均と比較した場合の平均が 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・1ポイント

育種価( の算出が不可能な場合 )

日齢枝肉重量における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率と、脂肪交雑 ( B M S N o . ) における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率の平均が 2 % 以上

- ・ 和牛受精卵供給施設  
肉用種受精卵の乳用種への移植頭数を 4 0 頭以上増加

育種価

・ 日齢枝肉重量における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率と、脂肪交雑 ( B M S N o . ) における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率の平均について

- 5 % 以上 . . . . . 8 ポイント
- 4 % 以上 . . . . . 6 ポイント
- 3 % 以上 . . . . . 4 ポイント
- 2 % 以上 . . . . . 2 ポイント

上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算

・ 平成 1 3 年度から平成 1 5 年度までの現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑 ( B M S N o . ) の検定成績をそれぞれ平成 1 3 年度から平成 1 5 年度までの全国平均と比較した場合の平均、又は間接検定の 1 日平均増体量及び脂肪交雑 ( B M S N o . ) の検定成績をそれぞれ平成 1 3 年度から平成 1 5 年度までの全国平均と比較した場合の平均が

- 4 % 以上 . . . . . 4 ポイント
- 3 % 以上 . . . . . 3 ポイント
- 2 % 以上 . . . . . 2 ポイント
- 1 % 以上 . . . . . 1 ポイント

- ・ 直近年度の肉用種受精卵の乳用種への移植頭数の増加数について
- 7 0 頭以上 / 年 . . . . . 8 ポイント
- 6 0 頭以上 / 年 . . . . . 6 ポイント
- 5 0 頭以上 / 年 . . . . . 4 ポイント
- 4 0 頭以上 / 年 . . . . . 2 ポイント

上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・ 直近年度の肉用種受精卵の乳用種への移植頭数が
- 7 0 頭以上 / 年 . . . . . 4 ポイント
- 6 0 頭以上 / 年 . . . . . 3 ポイント
- 5 0 頭以上 / 年 . . . . . 2 ポイント
- 4 0 頭以上 / 年 . . . . . 1 ポイント

		<p>生産性向上 【家畜改良増殖】(豚)</p> <p>需要に応じた生産量の確保</p> <p>能力(1腹当たり産子数、離乳頭数、1日平均増体量、背脂肪の厚さ、ロース芯の太さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価)を0.5%以上向上</p> <p>【家畜改良増殖】(豚) いずれか1つを選択する。 飼養頭数を5%以上増加 生産量を5%以上増加</p>	<p>・能力(1腹当たり産子数、離乳頭数、1日平均増体量、背脂肪の厚さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価)の向上割合について</p> <p>2.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算 上記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して</p> <p>2.0%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 1.5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0.5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・当該銘柄の飼養頭数の増加割合、又は生産量の増加割合について</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・当該銘柄の飼養頭数又は生産量について都道府県における銘柄豚の把握可能な直近年度の平均値に対して</p> <p>20%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
--	--	--	---

<p>生産性向上 需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【家畜改良増殖】(馬) いずれか1つを選択する。 飼養頭数を5%以上増加 生産量を5%以上増加 生産技術(生産率)を5%以上向上</p>	<p>・飼養頭数の増加割合、又は生産量の増加割合、又は生産技術(生産率)の向上割合について  20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント  15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント  10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント  5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算  ・現状の地区の生産技術(生産率)が平成14年度から平成16年度までの全国平均値と比較して</p> <p>20%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント  15%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント  10%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント  5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
<p>生産性向上</p>	<p>【家畜改良増殖】(鶏) いずれか1つを選択する。 能力(年間産卵量、飼料要求率、49日齢時体重等)を0.5%以上向上</p>	<p>・能力(年間産卵量、飼料要求率、49日齢時体重等)の向上割合について  2.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント  1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント  1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント  0.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算  上記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して</p> <p>2.0%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント  1.5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント  1.0%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント  0.5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>

<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【家畜改良増殖】(鶏)          いずれか1つを選択する。          当該銘柄の飼養羽数を5%以上増加          当該銘柄の生産量を5%以上増加</p>	<p>・当該銘柄の飼養羽数の増加割合、又は生産量の増加割合について          20%以上・・・8ポイント          15%以上・・・6ポイント          10%以上・・・4ポイント          5%以上・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算          ・当該銘柄の飼養羽数又は生産量について都道府県が独自に設定した値に対して          20%以上多い・・・4ポイント          15%以上多い・・・3ポイント          10%以上多い・・・2ポイント          5%以上多い・・・1ポイント</p>
<p>生産性向上          需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【家畜改良増殖】(特用家畜)          いずれか1つを選択する。          当該家畜の飼養頭羽数を5%以上増加          当該家畜の生産量を5%以上増加</p>	<p>・当該家畜の飼養頭羽数の増加割合、又は生産量の増加割合について          20%以上・・・8ポイント          15%以上・・・6ポイント          10%以上・・・4ポイント          5%以上・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算          ・農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数、農家1戸当たりの当該家畜の生産量の全国平均値(ただし、全国平均値がない場合は、都道府県で独自に設定)に対して          20%以上多い・・・4ポイント          15%以上多い・・・3ポイント          10%以上多い・・・2ポイント          5%以上多い・・・1ポイント</p>



生産性向上

【畜産新技術】

(クローン技術・DNA解析技術)

いずれか1つを選択する。

(クローン技術)

・クローン技術を利用した効率的な育種改良手法を検証するため、クローン牛の作成を行った候補種雄牛の頭数を1頭以上増加

・クローン技術を利用した効率的な育種改良手法を検証するため、クローンの作成を行った候補種雄牛頭数の増加数について

- 4頭以上 . . . . . 8ポイント
- 3頭以上 . . . . . 6ポイント
- 2頭以上 . . . . . 4ポイント
- 1頭以上 . . . . . 2ポイント

上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算

・1機関当たりのクローン技術を利用した効率的な育種改良手法の検証を実施した候補種雄牛の頭数が直近3年間の全国平均値に対して

- 4頭以上多い . . . . . 4ポイント
- 3頭以上多い . . . . . 3ポイント
- 2頭以上多い . . . . . 2ポイント
- 1頭以上多い . . . . . 1ポイント

(DNA解析技術)

・育種改良を目的にDNA解析を行った家畜の頭数を5%以上増加

・育種改良を目的にDNA解析を行った家畜の頭数の増加割合について

- 20%以上 . . . . . 8ポイント
- 15%以上 . . . . . 6ポイント
- 10%以上 . . . . . 4ポイント
- 5%以上 . . . . . 2ポイント

上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算

・1機関当たりのDNA解析頭数が直近3年間の全国平均値に対して

- 40%以上多い . . . . . 4ポイント
- 30%以上多い . . . . . 3ポイント
- 20%以上多い . . . . . 2ポイント
- 10%以上多い . . . . . 1ポイント

<p>生産性向上</p>	<p>【畜産新技術】 (性判別受精卵移植技術) ・性判別受精卵の移植を行った家畜の頭数を5%以上増加</p>	<p>・性判別受精卵の移植を行った家畜の頭数の増加割合について</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <p>・1機関当たりの性判別受精卵の移植頭数が直近3年間の全国平均値に対して</p> <p>20%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
<p>生産性向上</p>	<p>【食肉等流通体制整備】(産地食肉センター) いずれか1つを選択する。 ・と畜頭数又は部分肉処理頭数を増加 ただし、1日当たりの処理能力を概ね1,400頭以上(豚換算) ・BES規制に対応した整備を実施</p>	<p>・と畜頭数又は部分肉処理頭数の増加割合について</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 1%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>・BSE規制に係る整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、次の、又はによりポイントを加算 事業を実施する産地食肉センターの稼働率 (稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理能力)</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p>

		65%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 60%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・・・・4ポイント BSE規制に係る整備の場合・・・・・・・・・・・・・4ポイント
生産性向上	<b>【食肉等流通体制整備】(食鳥処理施設)</b> ・食鳥処理施設の年間処理羽数の増加 ただし、1年間の処理能力をプロイラーの場合概ね600万羽以上、成鶏の場合概ね200万羽以上	・処理羽数の増加数について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 1%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント  上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 事業を実施する食鳥処理施設の年間処理羽数 (プロイラーの場合)  660万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 600万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 540万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 480万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント (成鶏の場合) 220万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 200万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 180万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 160万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・・・・4ポイント
生産性向上	<b>【食肉等流通体制整備】(鶏卵処理施設)</b> ・1日当たり鶏卵処理量の増加 ただし、1日当たりの鶏卵処理量を	・鶏卵処理量の増加について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント

	概ね13トン以上	<p>5%以上・・・6ポイント  1%以上・・・4ポイント  1%未満・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算  事業を実施する鶏卵処理施設の1日当たりの処理量</p> <p>26トン以上・・・4ポイント  13トン以上・・・3ポイント  10トン以上・・・2ポイント  8トン以上・・・1ポイント  事業内容が再編整備の場合・・・4ポイント</p>
生産性向上	<p>【食肉等流通体制整備】(家畜市場の整備)</p> <p>・家畜市場の年間の家畜取引頭数の増加  ただし、1年間の家畜取引頭数を概ね10,000頭(牛換算)以上</p>	<p>・家畜取引頭数の増加数について</p> <p>10%以上・・・8ポイント  5%以上・・・6ポイント  1%以上・・・4ポイント  1%未満・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算  事業を実施する家畜市場の年間取引頭数</p> <p>20千頭以上・・・4ポイント  15千頭以上・・・3ポイント  10千頭以上・・・2ポイント  8千頭以上・・・1ポイント  事業内容が再編整備の場合・・・4ポイント</p>
生産性向上	<p>【耕種作物活用型飼料増産】  いずれか1つを選択する。  飼料作付面積を1%以上増加</p>	<p>・以下のいずれかについて  飼料作付面積の増加割合</p>

	<p>飼料自給率を1%以上増加  飼料生産コストを1%以上削減  受益面積を1%以上増加  単収を1%以上増加</p>	<p>飼料自給率の増加割合  飼料生産コストの削減割合  受益面積の増加割合  単収の増加割合</p> <p>10%以上・・・8ポイント  5%以上・・・6ポイント  3%以上・・・4ポイント  1%以上・・・2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の 又は によりポイントを加算  1戸当たりの水田における飼料作付面積の都道府県平均値に対して</p> <p>10%以上多い・・・4ポイント  5%以上多い・・・3ポイント  3%以上多い・・・2ポイント  1%以上多い・・・1ポイント</p> <p>達成すべき成果目標基準の欄の の飼料自給率1%以上増加以外の  成果目標基準を選択した場合、以下の取組事例を選択することができることとし、  地域の直近1年の飼料自給率に対して</p> <p>5%以上・・・4ポイント  2%以上・・・3ポイント  1%以上・・・2ポイント  0.5%以上・・・1ポイント</p>
生産性向上	<p>【多角的農作業コントラクター育成】  (土地利用型作物(稲・麦・大豆)・  畑作物・野菜)</p> <p>・いずれか1つを選択する。  生産コストを5%以上削減  作付面積を5%以上増加  受託面積を5%以上増加  受益面積を5%以上増加</p>	<p>・対象作物の  10a当たり費用の削減割合  作付面積の増加割合  農作業受託面積の増加割合  受益面積の増加割合  のいずれかの割合について</p>

- 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント
- 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント
- 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント
- 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント

- 上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算
- ・上記の ～ にそれぞれ対応した以下の割合について
    - 各作物ごとの10a当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合
    - 平成13～17年度において事業実施地区における作付面積の増加割合
    - 平成13～17年度において事業実施地区における農作業受託面積の増加割合
    - 平成13～17年度における事業実施地区における受益面積の増加割合
- 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント
  - 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
  - 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
  - 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

(飼料作物)

- ・いずれか1つを選択する。
  - 飼料作付面積を1%以上増加
  - 飼料自給率を1%以上増加
  - 飼料生産コストを1%以上削減
  - 受託面積を1%以上増加
  - 受益面積を1%以上増加
  - 単収を1%以上増加

- ・以下のいずれかの割合について
    - 飼料作付面積の増加割合
    - 飼料自給率の増加割合
    - 10a当たり費用の削減割合
    - 農作業受託面積の増加割合
    - 受益面積の増加割合
    - 10a当たり収量の増加割合
- 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント
  - 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント
  - 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント
  - 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント

				<p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の ~ にそれぞれ対応した以下の割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13～17年度において事業実施地区における作付面積の増加割合</li> <li>平成13～17年度において事業実施地区における農作業受託面積の増加割合</li> <li>平成13～17年度における事業実施地区における受益面積の増加割合</li> <li>、 、 飼料自給率、飼料生産10a当たり費用、飼料作物10a当たり収量のそれぞれの全国平均値に対する割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>輸入急増農産物における産地構造改革の推進</p>	<p>輸入急増農産物における国産シェアの奪回</p>	<p>【いぐさ・畳表】</p>	<p>いずれか1つを選択する。 いぐさの生産数量を維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いぐさ生産数量について <ul style="list-style-type: none"> <li>10%以上増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>5%以上増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>5%未満の増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区等における現在の作付面積を過去3年間のいずれかの作付面積と比較して <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての年の面積を上回っている・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>2つの年の面積を上回っている・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>1つの年の面積を上回っている・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>全て同じ面積となっている・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>・さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとし</li> </ul>

	<p>産地全体において、優良新品種の普及面積割合50%を目指す。</p>	<p>て、3ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良新品種の普及面積割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>45%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> </li> <li>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</li> <li>・事業実施地区等における現在の優良新品種の作付面積割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>・さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、3ポイントを加算</li> </ul>
	<p>【輸入急増野菜】(低コスト化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産・流通コスト又は10a当たり労働時間を5%以上削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該品目の生産・流通コスト又は10a当たり労働時間の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>31%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> </li> <li>・上記に加え、事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ以上に該当する場合は4ポイント、2つに該当する場合は3ポイント、1つに該当する場合は2ポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> <li>現状の当該品目の10a当たり労働時間が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」における全国平均値以下、又は10a当たり収量が「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に</li> </ul> </li> </ul>



		<p>限る。)</p> <p>当該品目の全出荷量のうち1%又は7500ケース以上を加工・業務用に出荷している実績があること</p> <p>産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)</p> <p>・さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、3ポイントを加算</p>
	<p><b>【輸入急増野菜】(契約取引の推進)</b></p> <p>・全出荷量(又は全作付面積)のうち契約取引割合が5%以上</p>	<p>・当該品目の契約取引割合について</p> <p>31%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>・上記に加え、事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ以上に該当する場合は4ポイント、2つに該当する場合は3ポイント、1つに該当する場合は2ポイントを加算</p> <p>現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る。)</p> <p>当該品目の全出荷量のうち1%又は7500ケース以上を加工・業務用に出荷している実績があること</p> <p>産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜</p>

		<p>の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、3ポイントを加算</li> </ul>
	<p><b>【輸入急増野菜】(高付加価値化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全出荷量(又は全作付面積)のうち高品質化割合が30%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該品目の高品質化割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>91%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>71%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>51%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> (事業実施主体が高品質化の具体的な指標を明示すること)</li> <li>・上記に加え、事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ以上に該当する場合は4ポイント、2つに該当する場合は3ポイント、1つに該当する場合は2ポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> <li>現状の当該高品質化野菜の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値以上であること</li> <li>当該品目の全出荷量のうち1%又は7500ケース以上を加工・業務用に出荷している実績があること</li> <li>産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</li> <li>野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)</li> </ul> </li> <li>・さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、3ポイントを加算</li> </ul>

飼料基盤活 用の促進	生産性向上	<b>【飼料基盤活用の促進】</b> ・飼料自給率を5%以上増加	・飼料自給率の増加割合について 25%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント  上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・飼料自給率の直近単年度の全国平均値に対して 25%以上高い・・・4ポイント 15%以上高い・・・3ポイント 10%以上高い・・・2ポイント 5%以上高い・・・1ポイント
	生産性向上	<b>【飼料基盤活用の促進】</b> ・飼養頭数（公共牧場は利用頭数）を 1%以上増加	・飼養頭数（公共牧場は利用頭数）の増加割合について 15%以上・・・8ポイント 10%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 1%以上・・・2ポイント  上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・飼料自給率の直近単年度の全国平均値に対して 25%以上高い・・・4ポイント 15%以上高い・・・3ポイント 10%以上高い・・・2ポイント 5%以上高い・・・1ポイント
	生産性向上	<b>【飼料基盤活用の促進】</b> ・不作付地、耕作放棄地、野草地等未 利用地を1ha以上活用	・不作付地、耕作放棄地、野草地等未利用地の活用面積について 5ha以上・・・8ポイント 3ha以上・・・6ポイント 2ha以上・・・4ポイント 1ha以上・・・2ポイント

				<p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼料自給率の直近単年度の全国平均値に対して <ul style="list-style-type: none"> <li>25%以上高い・・・4ポイント</li> <li>15%以上高い・・・3ポイント</li> <li>10%以上高い・・・2ポイント</li> <li>5%以上高い・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>
		生産性向上	<p>【飼料基盤活用の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良質なたい肥の農地還元に取り組む農業者の割合が30%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良質なたい肥の農地還元に取り組む農業者の割合について <ul style="list-style-type: none"> <li>70%以上・・・8ポイント</li> <li>50%以上・・・6ポイント</li> <li>40%以上・・・4ポイント</li> <li>30%以上・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼料自給率の直近単年度の全国平均値に対して <ul style="list-style-type: none"> <li>25%以上高い・・・4ポイント</li> <li>15%以上高い・・・3ポイント</li> <li>10%以上高い・・・2ポイント</li> <li>5%以上高い・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>
経営力の強化	認定農業者等担い手育成の推進	担い手の育成・確保	<p>【経営構造対策】</p> <p>以下に掲げる1又は2（担い手育成緊急地域の場合は3又は4）の基準を満たしていること</p>	<p>達成すべき成果目標の基準の欄の1及び2（担い手育成緊急地域の場合は3及び4）のそれぞれのポイントの合計</p> <p>地区選択目標ポイント</p> <p>地域が自主的に食料・農業・農村基本計画に即した地区選択目標を設定している場合には、1項目につき3ポイントを加算（加算の上限は6ポイントまで）</p>
			<p>1 認定農業者の育成</p> <p>認定農業者数が現在に比べ50%以上増加又は当該市町村の過去5年間の認定農業者の増加率以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定農業者数の増加率について <ul style="list-style-type: none"> <li>75%以上・・・8ポイント</li> <li>50%以上75%未満・・・6ポイント</li> <li>25%以上50%未満・・・4ポイント</li> </ul> </li> </ul>

				<p>25%未満又は皆増・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には4ポイントを加算</p> <p>a 主業農家数に占める目標時の認定農業者数の割合が、現状における当該都道府県の主業農家数に占める認定農業者数の割合以上となる場合</p> <p>b 計画時から目標年度までの間の認定農業者数の増加率が当該市町村における過去5カ年間の増加率以上の場合(皆増の場合も含む。)</p>
		<p>2 担い手への農地の利用集積 担い手農地利用集積率が60%以上に達する又は現状より10ポイント以上増加</p>		<p>・担い手農地利用集積率の増加について</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>10ポイント以上15ポイント未満・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>5ポイント以上10ポイント未満の増加・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には4ポイントを加算</p> <p>a 目標とする担い手農地利用集積率が当該都道府県の担い手農地利用集積率の現状値を上回る場合</p> <p>b 担い手農地利用集積率の目標値が60%以上の場合</p> <p>c 担い手に利用集積する農地面積に占めるおおむね2ha(中山間地域等にあつては、おおむね1ha)以上の連担地の形成がなされた面積の割合が5ポイント以上増加する目標を設定する場合</p>
		<p>(担い手育成緊急地域の場合)</p>		
		<p>3 認定農業者等の育成 認定農業者数が現在に比べ1名以上増加、農業生産法人を1組織以上</p>		<p>・認定農業者等の増加について</p> <p>認定農業者数が4名以上増加・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>農業生産法人を1法人以上設立・・・・・・・・・・8ポイント</p>

<p>設立又は20ha（中山間地域等）      あっては、10ha）以上の農業経      営の規模を有する特定農業団体を1      組織以上設立</p>	<p>特定農業団体を1組織以上設立・・・8ポイント          認定農業者数が3名増加・・・6ポイント          認定農業者数が2名増加・・・4ポイント          認定農業者数が1名増加・・・2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算          目標年度までに法人化する計画を有する特定農業団体を設立する          場合</p> <p>(注)特定農業団体については、20ha（中山間地域等）あっては、          10ha）以上の農業経営の規模を有するものに限る。</p>
<p>4 担い手への農地の利用集積          担い手農地利用集積率が30%以          上に達する又は現状より5ポイント          以上増加</p>	<p>・担い手農地利用集積率の増加について          7.5ポイント以上・・・8ポイント          5ポイント以上7.5ポイント未満・・・6ポイント          2.5ポイント以上5ポイント未満・・・4ポイント          2.5ポイント未満・・・2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には4ポイ          ントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手農地利用集積率の目標値が30%以上の場合</li> <li>・担い手に利用集積する農地面積に占めるおおむね1ha（中山              間地域等）あっては、おおむね0.5ha）以上の連担地の形成              がなされた面積の割合が2.5ポイント以上増加する目標を設定              する場合</li> </ul>
<p>【アグリチャレンジャー支援】          以下に掲げる1から3のいずれかの          基準を満たしていること</p>	<p>達成すべき成果目標の基準の欄の1から3のそれぞれのポイントの          合計</p> <p>女性起業優先配慮ポイント          女性を中心とした組織による取組（女性起業）の場合には、6ポ          イントを加算</p>
<p>1 所得の向上          構成員のうち基盤強化促進法に基</p>	<p>・所得水準到達者の増加について          4人以上増加・・・8ポイント</p>

<p>づく市町村基本構想における「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」に到達する者が1以上増加</p>	<p>3人増加・・・6ポイント  2人増加・・・4ポイント  1人増加・・・2ポイント</p>
<p>2 農畜産物等の売上額  農畜産物等の年間売上額がおおむね3千万円以上に達する又は現在に比べ30%以上増加</p>	<p>・農畜産物等の年間売上額の増加率について  70%超・・・8ポイント  (皆増の場合は36百万円以上)  50%超70%以下・・・6ポイント  (皆増の場合は24百万円以上36百万円未満)  30%超50%以下・・・4ポイント  (皆増の場合は12百万円以上24百万円未満)  30%以下・・・2ポイント  (皆増の場合は12百万円未満)</p>
<p>3 雇用の拡大  施設等の整備や経営展開等により雇用者が3人以上又は延べ700人・日以上増加</p>	<p>・雇用者数の増加について  8人以上・・・8ポイント  6～7人・・・6ポイント  4～5人・・・4ポイント  3人以下・・・2ポイント</p>
<p>【集落営農育成・確保緊急整備支援】  以下に掲げる1から3のいずれかの基準を満たしていること</p>	<p>達成すべき成果目標基準の欄の1から3のポイントの合計</p>
<p>1 集落営農の組織化  集落営農組織を1組織以上設立、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を1組織以上設立、特定農業法人を1法人以上設立</p>	<p>・集落営農の組織化について  集落営農組織を1組織以上設立する場合、4ポイント加算   上記のポイントに加え、次の及びによりポイントを加算。   集落営農組織が以下のいずれかに該当する場合には、4ポイントを加算</p>

				<p>特定農業団体          特定農業団体と同様の要件を満たす組織          特定農業法人</p> <p>集落営農組織の農業経営の規模が、おおむね20ha（中山間地域等にあつては、おおむね10ha）以上である場合には、4ポイント加算</p>
		<p>2 品目横断的経営安定対策への加入          集落営農組織が品目横断的経営安定対策の加入者であるか加入対象者となることを目指すこと</p>	<p>・ 集落営農組織が品目横断的経営安定対策の加入者であるか加入対象者となることを目指す場合、8ポイント加算</p> <p>既存の組織が該当する場合には、上記のポイントに加え、次の及びによりポイントを加算。</p> <p>集落営農組織が以下のいずれかに該当する場合には、4ポイントを加算          特定農業団体          特定農業団体と同様の要件を満たす組織          特定農業法人</p> <p>集落営農組織の農業経営の規模が、おおむね20ha（中山間地域等にあつては、おおむね10ha）以上である場合には、4ポイント加算</p>	
		<p>3 集落営農組織への農用地の利用集積          集落営農組織における農用地利用集積率の目標値50%以上で現状より10ポイント以上増加</p>	<p>・ 集落営農組織への農用地利用集積率の増加について          40ポイント以上の場合・・・・・・・・・・8ポイント          15ポイント以上40ポイント未満の場合・・・・・・・・6ポイント          10ポイント以上15ポイント未満の場合・・・・・・・・4ポイント          10ポイント未満の場合・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかに該当する場合には、2ポイントを加算          ・ 集落営農組織への農用地利用集積率が現状30%以上である場合</p>	



			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ おおむね1ha（中山間地域等にあつては、おおむね0.5ha）以上の新たな連担地の形成を図る場合</li> </ul>
農地利用集積の推進	担い手への農地利用集積の促進	<b>【水田農業経営構造確立緊急対策】</b> 以下に掲げる1及び2の基準を満たしていること（ただし、2については任意設定成果目標）	以下に掲げるポイントの合計 農地利用集積ポイント 本対策に取り組む地区は、「農業構造の展望」に示される農地利用集積率60%の達成を目指す地区、あるいは達成済みの地区であるため、一律6ポイント加算
		1 利用集積率 担い手農地利用集積率が60%以上（既に60%以上に達している地区においては、利用集積率が現状より5ポイント以上増加すること）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集積目標ポイントについて</li> <li>750ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>500ポイント以上750ポイント未満・・・・ 6ポイント</li> <li>250ポイント以上500ポイント未満・・・・ 4ポイント</li> <li>250ポイント未満・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul> <p>上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算          実施地区の担い手農地利用集積率の現状値が、当該都道府県の担い手農地利用集積率の現状値を上回っている場合</p>
		2 連担化率 担い手に利用集積する農地面積に占める連担地の形成がなされた面積の割合が現状より増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連担化目標ポイントについて</li> <li>75ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>50ポイント以上75ポイント未満・・・・ 6ポイント</li> <li>25ポイント以上50ポイント未満・・・・ 4ポイント</li> <li>25ポイント未満・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul>
新規就農の促進等担い手育成の推進	新規就農者の育成・確保・確保	<b>【農業研修教育・農業総合支援センター施設整備】</b>	達成すべき成果目標の基準の欄の1、2、3のそれぞれのポイントに以下の新規就農促進ポイントを加えた合計 新規就農促進ポイント 農業研修教育の取組について、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合には、一律6ポイント加算
		1 新規学卒就農者率の向上 卒業生に占める新規就農者の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業生に占める新規就農者の割合の増加について</li> <li>6ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> </ul>

		<p>が現状より増加  (要綱別表のメニュー欄のアのう  ち(カ)及びイ以外を実施する場合)</p>	<p>4ポイント以上6ポイント未満・・・6ポイント  2ポイント以上4ポイント未満・・・4ポイント  2ポイント未満・・・2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算  現状の卒業生に占める新規就農者の割合が、全国平均より大きい  場合</p>
		<p>2 普及指導課題の解決  当該施設の導入により重点課題に  おける普及指導課題が解決されるこ  と  (要綱別表のメニュー欄のアの  (カ)を実施する場合)</p>	<p>・重点課題における普及指導課題の解決割合について  80%以上・・・8ポイント  60%以上80%未満・・・6ポイント  40%以上60%未満・・・4ポイント  40%未満・・・2ポイント</p>
		<p>3 新規就農者等の育成  当該地域において新規就農者が育  成されること  (要綱別表のメニュー欄のイの  (イ)を実施する場合)</p>	<p>・当該地域において育成された新規就農者数について  9名以上・・・8ポイント  6名～8名・・・6ポイント  3名～5名・・・4ポイント  3名未満・・・2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算  目標時の新規就農者に占める認定就農者の割合が30%以上の場  合</p>
		<p>当該地域における農業者のうち研  修受講者数が現状より増加  (要綱別表のメニュー欄のイの  (ア)を実施する場合)</p>	<p>・研修受講者の増加数について  80名以上・・・8ポイント  40名～79名・・・6ポイント  10名～39名・・・4ポイント  10名未満・・・2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算  目標時の研修受講者に占める認定就農者及び認定農業者の割合が  40%以上の場合</p>

食品流通の 合理化	卸売市場施 設整備の推 進	安全・安心 な市場流通	<p>【環境負荷の軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指数値の平均が 27.4以下・・・7ポイント 27.5～41.7・・・3ポイント</li> </ul>	<p>該当する以下のいずれか一つの加算を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が、農林水産省に提出した整備計画書に沿って施設の改良、造成又は取得を行う場合 ・・・8ポイント加算</li> </ul>
			<p>【物品鮮度の保持】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低温売場販売率（低温売場での販売金額/全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積/全売場面積）を1.8ポイント以上超過</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超過ポイント数が 4.9以上・・・7ポイント 1.8～4.8・・・3ポイント</li> </ul>	
			<p>【物品評価の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国を100とした場合の卸売単価（販売金額/販売数量）の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。</li> <li>・廃棄される物品の量を15.3%以上削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超過ポイント数が 2.4以上・・・7ポイント 1.2～2.3・・・3ポイント</li> <li>・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7ポイント 15.3～39.4%・・・3ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合 ・・・8ポイント加算</li> <li>・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良を行う場合 ・・・8ポイント加算</li> <li>・民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合 ・・・4ポイント加算</li> </ul>
	効率的な市 場流通	<p>【集荷力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント</li> </ul>	<p>該当する以下のいずれか一つの加算を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央卸売市場整備計画に「施</li> </ul>	

	<p>【物流の迅速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業時間の短縮率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント</li> </ul>	<p>設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が、農林水産省に提出した整備計画書に沿って施設の改良、造成又は取得を行う場合 ・・・8ポイント加算</p> <p>・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合 ・・・8ポイント加算</p> <p>・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良を行う場合 ・・・8ポイント加算</p> <p>・民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合 ・・・4ポイント加算</p>
	<p>【物流コスト等の削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物流コストを1.1%以上削減</li> <li>・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減</li> <li>・施設の維持管理コストを1.3%以上削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物流コストの削減率が 1.9%以上・・・7ポイント 1.1～1.8%・・・3ポイント</li> <li>・処理コストの削減率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント</li> <li>・維持管理コストの削減率が 14.2%以上・・・7ポイント 1.3～14.1%・・・3ポイント</li> </ul>	
卸売市場の再編	<p>【統合による中央卸売市場の機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント</li> </ul>	
	<p>【市場間連携による中央卸売市場の機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱数量が卸売市場整備基本方針に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標 の取扱数量（又は指標 の取</li> </ul>	<p>該当する以下のいずれか一つの加算を行う。</p> <p>・地方市場施設整備の取組のうち他の地方卸売市場との統合に係る取組による場合 ・・・8ポイント加算</p> <p>・円滑な市場取引を確保する</p>

		<p>定める再編基準の指標 の取扱数量（平成14年3月末現在の人口から算定される取扱数量）又は指標 の取扱数量のいずれか以上となる時期が連携後5年以内</p>	<p>扱数量）以上となるのが 連携後3年以内 ・・・7ポイント 連携後4年又は5年 ・・・3ポイント</p>	<p>ための天災等により被災した施設の改良、造成又は取得を行う場合 ・・・8ポイント加算</p>
		<p>【統合・市場間連携による地方卸売市場の再編】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合の場合 目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過</li> <li>・市場間連携の場合 目標年度における連携市場の取扱数量の合計が推計値を0.7%以上超過（ただし、地域拠点市場と連携先市場との転送に係る取扱数量は控除する）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント</li> <li>・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち廃止に係る取組による場合 ・・・4ポイント加算</li> <li>・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち他の卸売市場との連携に係る取組による場合、又は地方市場施設整備の取組のうち他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組による場合 ・・・4ポイント加算</li> </ul>

[ 共通加算ポイント ]

産地競争力の強化及び経営力の強化を目的とする取組においては、要領別記 の第10に規定する市町村基本構想の見直しを行っている又は事業実施期間中に行うことが確実であると見込まれる場合には1ポイントを加算するものとする。

食品流通の合理化を目的とする取組においては、基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針の見直しを行っている又は事業実施期間中に行うことが確実であると見込まれる場合には1ポイントを加算するものとする。

注 水田農業経営構造確立緊急対策のポイント欄の集積目標ポイント及び連担化目標ポイントについては、次式により算定するものとする。

$$\text{集積目標ポイント} = \text{目標年度までの担い手への集積増加面積 (ha)} \times \text{地区内の利用集積率増加分 (\%)} \quad (1)$$

( 1 )

$$\text{地区内の利用集積率増加分} = \frac{\text{目標年度の担い手への利用集積面積}}{\text{現状の担い手への利用集積面積}}$$

目標年度の地区内の農地面積

現状の地区内農地面積

連担化目標ポイント = 目標年度までの担い手への連担化増加面積 ( ha ) × 地区内の連担化率増加分 ( % ) ( 2 )

( 2 )

$$\text{地区内の連担化率増加分} = \frac{\text{目標年度の担い手への連担化面積}}{\text{目標年度の担い手への利用集積面積}} - \frac{\text{現状の担い手への連担化面積}}{\text{現状の担い手への利用集積面積}}$$